

審 査 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第63条第3項
処 分 の 概 要	整備不良車両の運転許可
原 権 者	警察官
法 令 の 定 め	<p>前項の場合において、当該故障車両の整備不良の程度及び道路又は交通の状況により支障がないと認めるときは、警察官は、前条の規定にかかわらず、当該故障車両を整備するため必要な限度において、区間及び通行の経路を指定し、その他道路における危険又は他人に及ぼす迷惑を防止するため必要な条件を付して当該故障車両を運転することを許可することができる。この場合において、警察官は、許可証を交付しなければならない。</p> <p>※ 前項（第63条第2項）</p> <p>前項の場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図り、又は他人に及ぼす迷惑を防止するため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認められる車両（以下この条において「故障車両」という。）については、当該故障車両の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。</p>
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	1 日
申 請 先	
問 合 せ 先	各警察署交通課もしくは、警察本部交通部交通指導課取締指導係 (048-832-0110)
備 考	